

平成二十六年県議会十二月定例会

代表質問 自民改革会議 東堂陽一

衆議院選挙の公示を明日に控え、一層慌ただしい師走を迎えることになりましたが、本日は落ち着いて県政についての質問をしたいと思えます。

質問の前に、先月二十二日に発生した長野県北部の地震により、被災されました皆様に対してお見舞いを申し上げます。またその前の十月六日には、台風十八号に伴う豪雨が県内各地に大きな被害をもたらしました。被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

それでは、私は、自民改革会議を代表して、当面する県政の諸課題に対し、知事、関係部局長、教育長、並びに警察本部長に、一括質問方式でお尋ねいたします。

はじめに、来年度の財政運営についてのうち、当初予算の編成方針について伺います。

県は、来年度の当初予算編成に向けて、去る一〇月十七日、「『後期アクションプラン』の着実な推進」と「健全財政の堅持」を基本方針とする編成要領を各部局に通知しました。

これによれば、来年度の財源不足額三百四十億円に対応するため、部局調整案の提出段階における事業見直しの目標値を「五％削減」に設定しております。これは、昨年度の目標値「七％削減」と比べますと、二％緩やかなものとなっています。

また、「後期アクションプラン」の着実な推進を図るため、「ふじのくにづくりの総仕上げに向けた重点取組」に関する新規・拡充事業については「特別枠」を設定しており、各部局は、該当する事業について、所要額で提出することが可能となっています。

私は、この編成要領には、山積する県政の課題、すなわち、地震・津波対策などの危機

管理対策や県土の強靱化、新しい成長分野に挑戦する企業への支援等をはじめとする地方経済の再生対策、人口減少に歯止めをかける子育て支援の充実、将来の静岡県を支える子どもの学力の向上などに、積極的に取り組む県の姿勢が現れているものと受け止めています。

また、県政の最大の課題とも言える人口減少問題の克服と地域活性化については、国も地方創生を旗印として、「まち・ひと・しごと創生法」を先の国会で可決いたしました。現在、省庁間で施策の調整が進められているほか、予算面では、地方が自由に使える新しい交付金制度の創設も検討されています。

こうした国の施策も積極的に取り込みながら、今後、具体的な事業が予算として形となることを、大いに期待しているところであります。

一方で、本県を取り巻く景気の動向や国の予算編成の見通しは、不透明な部分もあります。

す。

内閣府が、去る十一月十七日に公表した七月から九月の国内総生産の速報値では、実質で前期比〇・四パーセント減、年率換算で一・六パーセントの減となり、来年十月に予定されていた消費税率の十パーセントへの再引き上げも、平成二十九年四月に先送りとなりました。更に、円安が進み、中小企業の経営を圧迫することも懸念されるなど、今後の景気動向は、決して楽観視することはできません。

また、今後の地方財政を見通しますと、政府の骨太の方針においては「リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていく」とされており、いわゆる地方交付税の別枠加算の廃止など、地方にとって厳しい方針も予想されるなど、年末の地方財政対策の動向を注視していく必要があります。

しかしながら、こうした厳しい見通しが想定される中においても、私は、来年度の当初

予算編成では、県政の喫緊の課題に対して、積極果敢にチャレンジしていく姿勢が求められていると考えています。

そこで、来年度の当初予算編成にあたり、本県の財政状況についてどのようなように認識し、今後、どのような方針で取り組んでいくのか知事の所見を伺います。

次に、核燃料税の更新について伺います。

去る九月定例会において、知事から、本年度末で課税期間が終了する核燃料税について、課税方式については新たに出力割を導入し、税率については、適切な水準に引き上げる方向で検討していくとの答弁があり、今定例会では、次の課税期間を五年間、税率を十三パーセントから、価額割に換算して十七パーセントに引き上げる条例案が提出されております。

原子力発電所は、稼動しているかどうかに関わらず、使用済み核燃料を保管している以

上、県及び周辺自治体は、住民の安全を守るための対策を施す必要があります。

これまで、核燃料税は、燃料の挿入を前提とした価額割による課税方式を取ってきたことから、点検期間の長期化や現在の様に停止した状態では、課税が困難なため税収が入ってこない一方で、安全対策などにかかる財政需要は、毎年度生じており、安定的な財源の確保が課題でありました。

今回、価額割に加え出力割を課税方式に採用することにより、安定的な税収が見込まれることは、事業を行う上で、一助となるものであります。

周辺地域の住民の方々の安全・安心の確保は重要な課題であります。

そこで、今回の核燃料税の更新により、今後五年間の税収をどの程度見込んでいるのか、また、安全対策など、どのような事業を実施する予定であるのか伺います。

## 次に、再生可能エネルギーの導入について

伺います。

国は、再生可能エネルギーの導入促進を目的として、平成二十四年七月、固定価格買取制度を創設いたしました。

このことにより、太陽光を中心として再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続申込が急速に増加し、再生可能エネルギーの導入が進みました。平成二十六年七月末現在で、全国で七千二百二十一万キロワットもの再生可能エネルギーが認定されております。

しかしながら、この急速な接続申込の増加などにより、昨今、一部の電力会社において、系統設備の容量や電力会社管内全体の需給調整力の限界等から、再生可能エネルギーの発電設備をこれ以上受け入れることが困難であるとして、接続申込への回答を保留するといった事態が発生しております。静岡県内でもこのような事態が起こらないか心配なところでもあります。

こうした状況は、再生可能エネルギー発電設備の設置を進めている事業者にとって、今後の事業計画を見通すことが難しくなり、高まりを見せていた再生可能エネルギー普及拡大の機運の勢いを失うことにつながりかねません。

そこで、総合計画後期アクションプランにおける重点取組のひとつに「エネルギーの地産地消」を掲げる本県にあって、こうした系統接続問題が取りざたされる中、再生可能エネルギーの導入に対する姿勢を伺います。

次に、産業成長戦略の推進について伺います。

わが国の景気は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減などで、生産の回復が遅れていることが懸念されるところであります。

一方、本県においては、「個人消費や生産面など一部にやや弱めの動きがみられるものの、基調としての底堅さを維持しており、引き続き、緩やかに回復しつつある」とされており



ますが、有効求人倍率が二十八ヶ月連続で全国値を下回り、直近の公表で、ようやく全国各地に並ぶなど、本県経済の回復度合には、いまだ力強さが感じられません。

こうした中で、本県経済を本格的な回復軌道に乗せ、持続的に発展させていくため、本年三月に立ち上げた「静岡県産業成長戦略会議」において、官民が一体となった成長戦略の検討が進められています。

去る十一月十二日に開催された第四回会議においては、四つの戦略からなる成長戦略案が取りまとめられ、本県産業の再生と活性化、次世代産業の創出に向けて一定の方向性が示されたところであります。

本県経済の力強い回復のためには、この成長戦略のもとで、産業界と金融界、行政が一体となって行動に移していくことが何より重要であると考えますが、知事は、**それぞれの戦略について、今後どのように取り組んでいくつもりなのか、所見を伺います。**

また、特に、次世代産業の創出を加速化するためには、従来の枠にとられない思い切った施策が必要であります。新聞報道によれば、**地域企業を支援するための新たな組織も検討されているようではありますが、具体的にどのようなことを考えているのか、あわせて伺います。**

**次に、茶業の振興について伺います。**

本県の特産品であるお茶は、和食など食事に欠かせないものであり、心身をリラックスさせる効果のほか、お客様に対するおもてなしの心を伝える飲み物として私たちの生活に潤いを与えてくれます。

しかしながら、お茶の消費の状況をみますと、総務省の家計調査では一人当たりの緑茶の購入量は過去十年間で二十％程度低下しています。これは消費者の生活様式の変化、嗜好の多様化などが考えられ、年齢が若くなるほど、消費が少ない傾向にあります。

また、新茶や贈答における需要の減少もあり、消費が伸びないことから、茶価も低く、生産者にとってはたいへん厳しい状況が続いています。

これを打破するためには、まず消費拡大策を進めていかなければなりません。若い人達もペットボトルのお茶はよく飲みますので、お茶の魅力をもっとPRし、お茶を愉しむ生活を提案していく必要があります。人気商品の販売手法の検証なども有効かもしれませぬ。また、本県からのお茶の売り込み、情報発信だけでなく、お茶に関する優れた資源が産業・文化・学術など多くの分野にわたり数多くある静岡に来ていただくこともこれからは重要になると思われます。

お茶は、味、香り、色を愉しむのはもちろんですが、数多くの機能性・効用もあります。最近の科学技術や医学の進歩によって、これらの秘密が一つ一つ解き明かされつつありますが、これまでに、がん予防、肥満予防、認

知症予防などが報告されており、これらを積極的にPRするのが最も有効だと考えます。

先日の新聞報道によれば、「ふじのくに」茶の都しずおか』推進会議」において、島田市お茶の郷を「茶の都」の拠点として活用していく提案がなされたとのことですが、県は、この拠点の活用を含め、消費拡大に向け、どのように取り組み、茶業の振興を図っていくのか伺います。

次に、富士山の後世への継承についてうち、世界遺産富士山基本条例の制定について伺います。

富士山の世界文化遺産への登録を契機として、我々日本人は、その顕著な普遍的価値を人類共通の財産として後世に継承していくことを世界に対して約束いたしました。

しかし、信仰の対象であり、芸術の源泉でもある富士山の存在が、世界中から注目される中、国内外の多くの方が日本の象徴である

富士山を目指して来訪し、観光の振興や交流人口の増大が期待される一方で、富士山域をはじめとする構成資産への負荷が懸念されるなど、依然として諸課題が山積している状況にあります。

世界遺産登録とともに、我が国は、平成二十八年二月一日までに、ユネスコ世界遺産センターに対し、保全状況報告書を提出するよう要請されているところであり、その提出期限もあと一年程に迫る中で、富士山の適切な保全に当たっては、行政だけでなく、地元住民をはじめとする多くの方々の理解と協力のもと、関係者が一体となって取り組みを進めていくことが不可欠であります。

このような中、知事は、本年九月定例会において、富士山の保全に向けた基本条例を定めることが効果的であるとの答弁をされ、さらに、今議会の知事提案説明におきまして、平成二十七年二月定例会に議案を諮りたいとの意向を示されたところであります。

先月二十八日からは、パブリックコメント  
手続において条例案の骨子を公開し、広く県  
民から意見聴取を行っていること承知しており  
ますが、この条例案の骨子に示されている基  
本理念や基本的施策が、どのような考えに基  
づき定められたものであるのか、知事の所見  
を伺います。

次に、富士山静岡空港についての利便性の  
向上策のうち、二次交通改善に向けた取り組  
みについて伺います。

富士山静岡空港にとって、後期アクション  
プランにおいて掲げた年間利用者数七十万人  
の達成には、路線便数の拡大や、利用促進の  
ための利便性向上を高める施策の推進が不可  
欠であります。空港の運用時間を延長する  
などの取組のほか、空港と鉄道駅等とのアク  
セスをより利用者の立場に沿ったものに改善  
していくことが重要であると考えます。

先般、空港と県内各地の交通アクセスの改

善に向けて設置した有識者会議の座長から一定の改善の方向性についてまとめられた報告書が知事に提出されましたが、その中においては、航空機の到着の遅れにも対応できる静岡駅とのバス運行や、県西部地域へのアクセス改善などを検討するよう提言されております。

空港の利用者を増大させるためには、県内において利用が顕著な県中部地域の更なる需要拡大を目指すことに加え、相対的に利用が低いといわれている、西部地域や東部地域の利用客を取り込むことが必要であります。

現在、これら地域へ直接アクセスできる公共交通手段がない状況であり、とりわけ人口や産業が集積しているにも関わらず、空港利用者の多くがセントレアに流れている西部地域の需要をいかに取り込むかが特に重要であると考えます。

知事は、今回示された改善の方向性について、なるべく早期に実現したいとのことである

り、今議会に上程されている補正予算案に、二次交通改善に向けた経費を盛り込んでいますが、検討会議が示した提言に対し、今後どのように取り組んでいくつもりなのか伺います。

次に、運用時間延長に向けた取り組みについて伺います。

富士山静岡空港における現在の運用時間は朝七時半から夜八時半までの十三時間運用ですが、航空機の効率的な運航を行う航空会社にとって、富士山静岡空港に早々と夜間駐機することは難しいと聞いています。

その結果、富士山静岡空港から朝早く目的地に向かって出発するという、県民にとって利便性の高い魅力のあるダイヤが限られており、折角、一度利用された方がリピーターに繋がらず、中部国際空港や羽田空港等に県民の利用が流れることがあるなど、富士山静岡空港の魅力が十分に活かされていない気がし



ます。

統計においても、それを裏付けるように静岡県と北海道、九州、沖縄など国内遠隔地との交流が多いにもかかわらず、静岡県民の国内線航空旅客流動数に対する富士山静岡空港の利用者数は、四分の一程度に留まっています。このことは必ずしも運用時間だけの問題ではないと考えますが、大きな一因となっているのではないのでしょうか。

県ではこの状況を改善すべく、すでに地元住民の説明会を順次、開催するなど、**更なる運用時間の延長に向けて取り組んでいると聞いていますが、その取組状況と今後の見通しについて伺います。**

**次に、空港周辺地域の振興策について伺います。**

空港の建設に伴う生活環境等への影響を考慮し、周辺地域の振興と生活の安定を図るため、毎年、地元市町が行う道路・河川整備を

はじめ、集会所や公園の整備などの幅広い事業に活用されてきた隣接地域・振興事業費・補助金制度が今年度末で期限を迎えようとしています。

この制度は、平成七年度の創設以来、地域の発展に役立ってきましたが、各自治体の財政状況や整備計画の変更などにより、静岡県空港建設基金に造成した百億円の助成枠に対して、今年度末で三十三億円余の残額が見込まれており、地元市町及び地元空港関係団体からは昨年、事業継続への強い要望があったと聞いています。

県ではこれを受けて、地元住民の意見や地元市町の意向を聴きながらこの助成制度の在り方を検討すると、去る二月の本会議において答弁し、さらには、先の常任委員会においては、新たに空港周辺の賑わいづくりを推進するための地域振興策について検討していると答弁されています。

県として、**今後の空港周辺の振興策について**

具体的にどのような制度設計を行っていく考えなのか伺います。

次に、危機管理についてのうち、原子力防災訓練について伺います。

浜岡原子力発電所は、現在、運転を停止しておりますが、使用済核燃料を保有しております。安全対策は、依然として重要であります。

県では、事業者への安全対策の要請や状況の確認等、普段から安全性の向上に努めていると聞いております。しかしながら、東日本大震災以降は、原子力災害への県民の意識は一段と高くなっております。このため、万一、原子力災害が発生した場合に備え、体制を整備しておくことは大変重要です。

これまで県では、地域防災計画の修正を行い、原子力災害が発生した場合を想定し、浜岡原子力発電所から概ね五キロメートル内の予防的防護措置を準備する区域、P A Zや、三十一キロメートル内の緊急時防護措置を準備

備する区域、UPZを設定したほか、原子力災害に備えた避難計画を鋭意策定しています。

これらの取組は重要であります。同時に、内容を検証し、より実効性を高めていくことが必要であります。

県では、昨年度に続き、本年度も原子力防災訓練の実施を予定しているとのことであり、ます。この訓練については、単に、従来のまま実施するのではなく、より現実に即した訓練を計画する必要があると考えます。

原子力災害の発生の要因となる大規模な地震や、それに伴う津波等の複合災害を想定し、国・県・市町・関係機関との連携を確認することや、住民の動きなどをリアルに考慮し、訓練をレベルアップすることも考えられます。

このように、今回の訓練は、これまで以上に充実した内容とするべきと考えますが、県の所見を伺います。

## 次に、市町の避難勧告等について伺います。

しちよう

避難勧告等は、災害の危険性を伝え、住民の生命を守るために重要なものであります。避難勧告等には、対象地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの準備をしてもらおうとともに、高齢者や障害者など避難に時間を要する方には避難のための立ち退きを促す避難準備情報、居住者等全ての方に対し、避難のための立ち退きを勧め促す避難勧告、さらに、被害の危険が目前に切迫した場合等に出され、避難勧告より拘束力が強い避難指示がありません。これらは、市町村長が出すこととなっております。

本年十月の台風十八号及び十九号の際は、県内の各市町でも避難勧告等が出されましたが、特に、台風十八号の翌週の十九号では、十八号の教訓を踏まえ、各市町において、空振りを恐れずに避難勧告等が出されたところ

です。

しかし、台風十九号の際に出された避難勧告等は、避難準備情報を出した市町と避難勧告を出した市町に分かれており、また、出された時間にもばらつきがあったと聞いています。

県民からすれば、近隣の市町と出された避難勧告等の内容や時間が異なることは、理解がしにくいものであり、ひいては市町が出す避難勧告等への信頼が損なわれてしまうのではないかと危惧するものであります。

このような現状に対する県の認識と今後の対応について伺います。

次に、健康福祉行政についてのうち、地域医療介護総合確保基金について伺います。

わが国は、高齢化が急速に進行しており、団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になる二〇二五年には、国民の三人に一人が六十五歳以上になると推計される超高齢社会を迎えようとしています。

高齢化に伴い、慢性疾患や、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加していくことから、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっていると言えます。

一方で、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは、急速に変化する疾病構造等の変化などに、十分対応できないおそれがあります。

国は、本年六月に医療介護総合確保推進法を制定し、二〇二五年を見据えて、地域において医療・介護サービスの提供体制の総合的な確保を図るため、様々な制度改革を進めることとしています。その中では、都道府県の役割の重要性が増しています。

例えば、病床の機能ごとの将来の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示す地域医療構想の策定や、この構想の実現を図るため、構想の区域ごとに医療関係者をはじめとする関係者との協議の場を設置

することなどが定められています。

また、消費税増税分を財源として、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設しました。

これを受けて、県は今議会に、地域医療介護総合確保基金の設置条例案と関連予算案を提出していますが、この基金をどのような趣旨で設置することとし、また、医療・介護サービスの提供体制について、どのようなものに活用していくのか、県の考えを伺います。

次に、危険ドラッグ対策の強化について伺います。

危険ドラッグの乱用は社会に不安感を与え、全国的に大きな問題となっています。

県内におきましても、全国同様に、危険ドラッグの使用による交通事故が多発し、さらに、意識障害などで救急搬送される健康被害や、死に至る事例も発生していると聞いており、毎日のようにこの危険ドラッグ



がマスコミに取り上げられています。

このような状況の中で、県では、危険ドラッグ販売店の立入検査や危険ドラッグ製品の買い上げ検査、また、不動産業界団体や危険ドラッグ販売店の立地する地域との連携など、危険ドラッグ販売店の排除に向けての対策の強化を図っているところでもあります。

さらには、危険ドラッグの規制を強化するため、私どもの会派などが規制条例の制定を要望したことを受けて、本議会に「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例案」が提出されています。

この条例案を見ますと、運輸業者の責務や営業禁止区域の設定などの本県独自の条項をはじめ、県民からの県への通報の責務による情報収集も含まれています。

現在、危険ドラッグの販売者は、国が法による指定薬物の指定をすると、施行されるまでの間に、品物を売り切ってしまうなど、法の網にかからないよう販売手口を巧妙化して

いると聞いています。

私は、条例制定の効果を最大限に発揮するためには、さらなる体制の強化も必要であると考えています。

そこで、**条例制定後の実施体制の強化と、それにより、どのような効果を期待しているのか、県の所見を伺います。**

**次に、子ども・子育て支援新制度について伺います。**

来年四月からの施行が予定されております子ども・子育て支援新制度では、「保育を必要とする子ども」へと、保育サービスを利用できる要件が大きく緩和されます。

また、小学生の放課後の居場所である、放課後児童クラブについても、利用対象児童が、これまでの概ね十歳未満、小学校三年生までとされていたものが、六年生までに拡大されます。

このため、保育所や放課後児童クラブを利

用する児童の数は、これまでよりも大幅に増加することになるものと思われます。

一方、利用者の間には、現在でも待機児童が発生している中、利用申込者が増えれば、これまで以上に利用しにくくなるのではないかとといった不安の声が上がっています。利用対象がいかに拡大されても、それに見合ったサービスが提供されないのであれば、それは絵に描いた餅であります。

県は、先頃開催した、社会福祉審議会の子ども・子育て支援部会で、来年度から五年間の保育の需要と供給の見込みなどを盛り込んだ「ふじさんっこ応援プラン」の素案を報告しています。

それによれば、平成三十一年度までに、保育サービスの受け入れ児童数を約七万五千人、放課後児童クラブについても約三万二千人に増やすとのことであります。

そこでお伺いたしますが、**県では、このプ**

**ランをどのよう**に推進していくのでしょうか。

また市町に対して、どのような支援を行って  
いくのか、知事の所見をお伺いします。

次に、リニア中央新幹線の建設への対応に  
ついて伺います。

リニア中央新幹線につきましては、十月十  
七日に国土交通大臣から事業者であるJR東  
海に対し、品川・名古屋間の工事実施計画の  
認可がなされました。

JR東海は環境影響評価法の手続きの中で、  
何も対策を講じない場合には、「大井川源流  
部で毎秒2立方メートルの水量が減少する」  
との予測結果を示しましたが、毎秒2立方メ  
ートルという流量は、大井川流域の七市に水  
道水を供給している静岡県大井川広域水道企  
業団の大井川からの取水量と同じであります  
ことから、大井川流域の市町の住民は、大い  
に心配をしているところであります。

国土交通大臣は、七月にJR東海に渡した  
評価書の中で、「大井川をはじめとする河川

において、精度の高い予測を行い、その結果に基づき水系への影響の回避を図ること、水利用に影響が生じた場合には適切な環境保全措置を講じること」との意見を示されました。

これらを踏まえて、J R 東海は、環境影響評価書に、専門家等による委員会を設置することを記載し、十月二十三日の知事への認可報告において、名称を「大井川水資源検討委員会」とすることなどを報告しておりますが、J R 東海が委員会を設置したことを持って、流量の減少が防げるというものではありません。

その後、先月四日に静岡県環境影響評価条例に基づき、J R 東海から「事後調査計画書」が提出され、河川流量の観測については、工事開始の一年前から工事完了後三年間において、9箇所計測地点のうち、4地点は常時計測とする計画などが示されました。

県では、この「事後調査計画書」に対して、静岡市長の意見や静岡県環境影響評価審査会

からの答申を受け、十二月二日までに知事意見を述べると承知しております。

私は、南アルプスの豊かな自然や、大井川の貴重な水資源に悪影響を及ぼすことは絶対に許されないことであると強く申しあげます。

そこで、知事は、この大井川の流量減少の予測について、どのように対応していくのか伺います。

次に、教育行政についてのうち、静岡式三十五人学級編制の評価と対応について伺います。

本県の小中学校の少人数学級に向けての取組は、平成二十一年度から静岡式三十五人学級編制として始まり、現在、国による小学校一、二年生も含め、義務教育九か年全ての学年において少人数学級が実施されています。

さて、財務省は、平成二十七年度予算編成で、公立小学校一年生の四十人学級の復活を文部科学省に求める方針を固めました。加え

て、少人数学級はいじめなどの抑止効果がな  
いとの資料も示されており、国が少人数学級  
の施策に対して、懐疑的かのような印象を受  
けます。

ここ数年、文部科学省の少人数学級に向け  
た定数改善計画は、予算編成に反映されず、  
見送りが続いていることから、学校現場から  
も、静岡式三十五人学級編制の未来に戸惑い  
と不安の声も聞かれます。

本県の静岡式三十五人学級編制は、少人数  
学級化により増えた学級担任に、国の加配教  
員を充てています。そのため、国の加配教員  
が減る場合は、静岡式三十五人学級編制への  
影響は大きいと予想されます。

そこで、国の少人数学級化の流れが停滞して  
いる状況の中、静岡式三十五人学級編制の評  
価と、今後に向けてどのように対応していくの  
か、教育長の所見を伺います。

## 次に、児童生徒の歯の健康について伺います。

学校における歯・口の健康づくりに関しては、むし歯の予防を中心として取組が行われており、成果をあげてきました。

しかし、一方では、そしやくなど口腔機能の未発達や口腔疾患の増加、食育の重要性などが指摘されており、その指導や対策についても、今後、一層の充実が求められます。

また、成果をあげているとされるむし歯の予防についても、歯科医師会の調査報告によると、家庭環境等から一部の子どもたちにむし歯による健康被害が集中していることや、中学一年生の「一人平均むし歯数」が最少と最多の市町で四倍近くの開きがあるなど、健康格差や市町格差がみられます。

さらに、効果的なむし歯予防方法のひとつでもあるフッ化物洗口については、平成二十四年度の実施率は、幼稚園で四十パーセント程度、保育所では七十パーセントを超えてい



ますが、小学校での実施率は十パーセント程度に留まり、多くの子どもたちが永久歯に生えかわる小学校において途絶えているのが現状です。

八十歳で二十本以上の歯を残すことを主な目的とし、厚生労働省や歯科医師会が推奨している8020運動を実現させるには、小学校や中学校といった学齢期を含め、子どもの時期からの効果的なむし歯予防対策が必要といわれています。

また、平成二十一年度には「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」が制定され、その中でも学齢期のむし歯予防対策を推進すると謳われています。

このような状況を踏まえ、**県教育委員会**において**学校でのフッ化物洗口の普及に向けて積極的に勧めるべきと考えるが、今後、どのような取り組みをしていくのか、教育長の所見を伺います。**

次に、警察署再編整備計画について伺います。

いわゆる平成の市町村大合併による行政区域と警察署の管轄区域とのねじれを解消して、行政や学校、地域住民と一体となった警察活動を行うべく、平成十七年に中長期的見地に立った警察署再編整備計画を策定いたしました。

現在まで、同計画に基づく袋井警察署や裾野警察署の新設をはじめ、旧水窪、森、蒲原警察署の分庁舎化などと合わせて、警察署の耐震工事などを行って警察施設の整備を図ってきたと承知しています。

今後、再編整備、震災対策、庁舎の老朽化といった問題を解決し、治安維持と災害対策等の拠点、時代のニーズに対応した警察署の建設と整備を計画的かつ速やかに進めて頂くことを強く希望するものであります。

その中であって、今回、特に質問したいのは、仮称浜松西警察署の新設と下田警察署松

崎分庁舎の移転についてです。

仮称浜松西警察署構想については再編整備計画の最終段階であり、現在、県警が推進する「安全あんしんプログラム二〇一四」とともに県の「総合計画」でも県民の安全を守るための警察活動基盤の強化として示されています。

浜松市西区への警察署の新設は、地域の治安維持に欠かせない存在であり、周辺住民をはじめ、浜名湖などを巡る観光客にとっても必要不可欠な存在となるべきものであります。

一方、下田警察署松崎分庁舎の移転先が賀茂郡松崎町峰輪の旧中川小学校跡地に決定した旨の発表がありました。

西伊豆地域において極めて重要な警察活動拠点であり、大津波の危険性を考慮すれば早期に津波浸水域外への移転・建替えを行うことが必要でありました。

今後は、より具体的な作業になると思いますが、西、南伊豆地域における治安対策、防

災拠点としての機能や地域住民への行政サービスなど、十分に対応でき得るものであることを望むものであります。

そこで、仮称浜松西警察署新設計画の進捗状況と移転が決定した下田警察署松崎分庁舎の整備方針について、警察本部長の所見を伺います。

以上、答弁を求めます。